

## 夏季手当の不当なカットと 定期昇給1乗分のカットは断じて 許せない！

## 不当なボーナスカットと昇 給カットに抗議する！

組合員1人が今回の夏季手当と定期昇給において、不当なカットを受けました。

当該組合員は査定期間中、責任事故（運転事故）はおろか出勤遅延、労働災害等、一切起こしていません。

また、昨年年末手当の不当なカットを受け、大阪地裁に提訴し、裁判係争中の身でもあることから裁判に対する報復であり、私たちは絶対に許すことができません！

会社は、ボーナスカット本人訴訟で、次の通り主張しています。

- ・勤務成績が良好で無い者は、減額の対象となる。
- ・管理者が非違行為を確認し、注意・指導した場合現場長に報告をしている。
- ・査定期間中2回行われるヒヤリングで、現場長は支社にフォーマット（5W1H）で報告をしている。

しかし、当該組合員がカットされた理由を担当助役に尋ねても、「知らぬ存ぜぬ」と全く誠意のない対応であり、組合員は植西助役を通じ、所長面談を申し入れました。

大阪第二運輸所の責任者である松井所長は、当該組合員との面談を直ちに行い、理由を丁寧に説明すべきです。

私たちは、自らの点数稼ぎ・自己保身にひた走り、ありもしない非違行為とやらをデッチ上げた管理者と、その虚偽内容を支社に報告した所長を、社会的に明らかにする闘いを、さらに推し進めて行く。